



# 山形県公報

令和元年7月23日(火)  
第23号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……301  
○道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……302  
○監査結果の公表……………(監査委員) ……306  
○監査の結果に基づき講じた措置の公表……………( 同 ) ……307

## 告 示

### 山形県告示第187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営田沢地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営田沢地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
令和元年7月24日から同年8月22日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

### 山形県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年7月23日から同年8月6日まで縦覧に供する。

令和元年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市長清水一丁目228番33から 同 1273番1まで		旧	27.6メートル } 8.4	メートル 200
同	上	新	29.5メートル } 8.4	同上

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・障害用)	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	単身可
同 3号	同	3DK	74.0	1	一般用	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 4号	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	1	同	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	単身可
同	同	同	75.6	2	同	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	単身可
同	同	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	単身可
同	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可
同	同	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ト	同 成島三丁 目2-96	同	58.0	2	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	

同 2号	同	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パー ト1号	同	中田町 658-3	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 相生アパー ト1号	同	相生町7 -65	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 2号	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	5	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 桜木アパー ト2号	同	南陽市三間通 1229-1	59.3	3	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 大町アパー ト	同	東置賜郡高島町 大字高島695- 12	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 舘之北アパ ー ト	同	川西町 大字中小松3017 -1	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年8月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和元年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
 米沢市金池七丁目1番50号  
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所
- 5 入居の時期 令和元年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和元年6月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年7月23日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実施年月日	担 当 監 査 委 員		
農業総合研究センター水田農業試験場	令和元年6月10日	加藤委員	—	—
農業総合研究センター養豚試験場	令和元年6月10日	加藤委員	—	—
病虫害防除所庄内支所	令和元年6月10日	加藤委員	—	—
村山電気水道事務所	令和元年6月10日	加藤委員	—	—
鶴岡電気水道事務所	令和元年6月10日	加藤委員	—	—
農業総合研究センター畜産試験場	令和元年6月17日	小野委員	木村委員	武田委員
新庄病院	令和元年6月17日	小野委員	木村委員	武田委員
農林大学校	令和元年6月17日	武田委員	—	—
最上電気水道事務所	令和元年6月17日	武田委員	—	—
農業総合研究センター園芸試験場	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	—
置賜電気水道事務所	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	—
河北病院	令和元年6月20日	小野委員	加藤委員	—
港湾事務所	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	—
酒田水道事務所	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	—
こころの医療センター	令和元年6月20日	木村委員	武田委員	—

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 農業総合研究センター水田農業試験場

(イ) 物品の管理が適切でないものがある。

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続きが極めて不適切なもの

- ① 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による管理が行われていない
- ② 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない

## ロ 新庄病院

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成30年12月支給分

既支給額（100分の70） 238,092円

正支給額（100分の80） 272,105円

要追給額 34,013円

## ハ 農業総合研究センター園芸試験場

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行しているもの 1件

品名 超低温フリーザー

取得金額 2,062,800円

(ロ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

収入の調定が適切でないものがある。

調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件

土地建物使用料（電力供給に係る電柱及び支線の設置）

調定すべき日 平成30年4月1日

調定日 平成30年5月23日

調定額 15,000円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(村山電気水道事務所)

## ロ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(農業総合研究センター養豚試験場)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(農業総合研究センター水田農業試験場、農業総合研究センター園芸試験場)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から令和元年6月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年7月23日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

監 査 対 象 機 関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
楯岡特別支援学校	前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。	諸手当の算定について、決裁時に積算根拠等のメモ書きを添付し、事務担当者以外も内容確認ができるよう、チェック体制を強化した。また、楯岡特別支援学校本校及び分校（寒河江校・大江校）の事務担当者間で相互に計算結果を確認する体制を整備した。